

1. 一般廃棄物の焼却施設

(ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。)

施設の維持管理の状況に関する公表事項	公表期日
イ. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量	翌月の末日
ロ. 燃焼室中の燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの)に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ハ. 集じん器に流入する燃焼ガスの温度(連続的に測定し、記録したもの(ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度))に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ニ. 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度(連続的に測定し、記録したもの)に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ホ. ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、焼却炉中の温度(連続的に測定し、記録したもの)に関する次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日
ヘ. 固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合(保管設備から搬出しようとする場合も同様)にあつては、固形燃料に含まれる水分が10重量パーセント以下であること、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを確認した際の次に掲げる事項 (1) 測定を行った位置 (2) 測定の結果の得られた年月日 (3) 測定の結果	測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日

<p>ト．固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合（保管設備から搬出しようとする場合も同様）にあつては、固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認した際の次に規定する事項</p> <p>（１）測定を行った位置</p> <p>（２）測定の結果の得られた年月日</p> <p>（３）測定の結果</p>	<p>測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>チ．保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために測定した水分、温度及びその他の項目の記録に関する次に掲げる事項</p> <p>（１）測定を行った位置</p> <p>（２）測定の結果の得られた年月日</p> <p>（３）測定の結果</p>	<p>測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>リ．固形燃料をピット、その他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあつては、その性状を把握するために適当に抽出した容器ごとの固形燃料の温度に関する次に掲げる事項</p> <p>（１）測定を行った位置</p> <p>（２）測定の結果の得られた年月日</p> <p>（３）測定の結果</p>	<p>測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>ヌ．固形燃料をサイロ、その他の閉鎖された場所に保管する場合（当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える場合を除く）にあつては、当該保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度（連続的に測定し、記録したもの）に関する次に掲げる事項</p> <p>（１）測定を行った位置</p> <p>（２）測定の結果の得られた年月日</p> <p>（３）測定の結果</p>	<p>測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>ル．固形燃料をピット、その他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であつて、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える場合、当該保管設備内の温度（連続的に測定し、記録したもの）に関する次に掲げる事項</p> <p>（１）測定を行った位置</p>	<p>測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>

<p>(2) 測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 測定の結果</p>	
<p>ヲ . 固形燃料をサイロ、その他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える場合、当該保管設備内の測定温度、一酸化炭素の濃度及びその他保管設備を適切に管理するために必要な項目（各々連続的に測定し、記録したもの）に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 測定を行った位置</p> <p>(2) 測定の結果の得られた年月日</p> <p>(3) 測定の結果</p>	<p>測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>ワ . 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日</p>	<p>除去を行った日の属する月の翌月の末日</p>
<p>カ . 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度（1回/年以上測定） ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄、酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。1回/6ヶ月以上測定） に関する次に掲げる事項</p> <p>(1) 測定に係る排ガスを採取した位置</p> <p>(2) 測定に係る排ガスを採取した年月日</p> <p>(3) 測定の結果得られた年月日</p> <p>(4) 測定の結果</p>	<p>測定結果の得られた日の属する月の翌月の末日</p>
<p>ヨ . 固形燃料をピット、その他の外気に開放された場所に容器を用いないで保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える保管設備に関し、当該保管設備内の定期清掃を行った年月日</p>	<p>清掃を行った日の属する月の翌月の末日</p>
<p>タ . 固形燃料をサイロ、その他の閉鎖された場所に保管する場合であって、当該保管の期間が7日を超えるとき、又は保管することのできる固形燃料の数量が、1日当たりの処理能力に相当する数量に7を乗じて得られる数量を超える保管設備に関し、当該保管設備内の定期清掃を行った年月日</p>	<p>清掃を行った日の属する月の翌月の末日</p>

(廃棄物処理法施行規則第四条の五の二第一項及び第五条の六の二第一項)